

定 款

特定非営利活動法人

ぽれぽれ

平成 26 年 4 月 30 日現在

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ぼれぼれと称す。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を渋川市金井1841番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、障害者の社会復帰、適正な医療、福祉及び社会的理解の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護を図る活動
- (6) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 作業所の運営等により障害者の社会復帰の推進を図る事業
- (2) 障害者の適正医療推進を図る事業
- (3) 障害者の社会において正しい理解を得るための事業
- (4) 障害者の関係施設及び団体との協力体制の推進を図る事業
- (5) 障害福祉サービス事業 (就労継続支援B型)
- (6) 障害福祉サービス事業 (就労移行支援)

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法 (以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員、この法人の目的に協賛した個人および団体

(入会)

- 第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が役員会の承認を得て別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならぬ。

(会員の資格喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 脱会したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(脱会)

第10条 正会員は、理事が定める脱会届けを理事に提出して、任意に脱会することができる。

(除名)

第11条 会員がこの法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、除名することができる。この場合、総会において会員の過半数の同意によるもので、議決の前に該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- (専任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の中から選任する。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を総括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、役員会を構成し、この定款の定め及び総会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (2) 会計監査すること
 - (3) 執務及び会計の執行について、不正の事実を発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の職務執行状況及びこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、また役員会を招集を請求すること

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし補欠により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、解任することが出来る。この場合、総会において議決する前に該当役員に弁明の機会を与えなければならぬ。

- (1) 職務の遂行に耐えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項
(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が召集するとき
(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から換算して20日以内に臨時総会を招集しなければならぬ。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。
(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款の定める場合を除いて、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(書面表決権等)

第26条 正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならぬ。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、捺印しなければならない。

第5章 役員会

(構成)

第28条 役員会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 役員会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (開催)

第30条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 役員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第31条 役員会は、理事長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときには、その日から換算して

1 4日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも役員会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 役員会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第33条 役員会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第34条 役員会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収支支出することができる。

(予備費の設定及び使用)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたとき、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の承認の取り消し

2 前項第1号の議決を行うときは、正会員の総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が解散したときに残存する財産は、総会において正会員総数4分の3以上の議決を経て、この法人と類似の目的を有する特定非営利活動法人又は地方公共団体から選定し譲渡するものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

雑則

第49条 この定款の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

この定款は、平成12年11月 2日から施行する。

この定款は、平成14年 9月17日から改正する。

この定款は、平成20年 4月26日から改正する。

この定款は、平成22年 7月30日一部変更（第5条関係）

この定款は、平成23年 9月 6日から改正する。

この定款は、平成25年 8月29日第5条の一部追加と削除及び

特定非営利活動促進法の改正法に対応する改正。
この定款は、平成26年4月30日から第13条役員の定員数を変更する。

この定款は当法人の定款に相違ありません

特定非営利活動法人 ぽればれ

理事長 田中 利政